

## 新型コロナウイルス関連情報（当国の水際措置の更新）

令和4年4月29日

●ポルトガル政府は、新型コロナウイルスに係る水際措置を以下のとおり更新しました。いずれも4月23日から有効となっています。

1. 目的及び出発地を問わず、ポルトガルへの入国を許可する。

（注）これにより、昨年9月以降課されていた日本を起点とする渡航制限（必要不可欠な目的のみ可）は撤廃されます。

2. 航空会社は、ポルトガル大陸部に入国する者に対し、搭乗時に以下のいずれかの提示を求めなければならない。

（1）EUデジタル証明書またはEUにより同等の効力を有すると認められたワクチン証明書

（2）相互主義を満たした国が発行したワクチン証明・治癒証明書

（3）搭乗前72時間以内に受検したPCRを含む核酸増幅法検査または搭乗前24時間以内に受検した迅速抗原検査のいずれかの陰性証明書

（注）上記（2）に関連し、日本が発行したワクチン証明書は依然認められていませんので、同証明書をお持ちの渡航者は陰性証明書の携行が必要となります。

3. 上記2. で掲げたいずれの証明書も所持していない場合は、ポルトガル大陸部への入国前に自費でPCR検査か抗原検査を受検し、空港内で待機しなければならない。

4. 以上1. から3. の措置は、12歳未満の渡航者には適用されない。

### 【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい場合は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご本人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の提出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者に御案内いただきますようお願いいたします。